

新潟市水道局中間技術検査実施基準

(目 的)

第1条 この基準は、新潟市水道局請負工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第6条第5項による中間技術検査（以下「技術検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 技術検査は、しゅん工検査を補完するために完了時点では不可視・手直しの困難な工事などの確認検査を行い、品質の確保・向上及び工事の良好な完成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 技術検査の対象工事は、工期が概ね6か月以上で、工事担当課長が必要と認めた工事とする。

2 第1項に規定するものの他、別表に定める工事で、技術管理室長が必要と認めた工事を技術検査の対象とする。

(実施時期)

第3条 技術検査の実施は、概ね工事の中間期又は重要構造物が不可視となる前とし、工事担当課長又は技術管理室長が認めた時期とする。

(技術検査の方法)

第4条 書類検査では、施行計画の策定状況、材料及び出来形管理の実施状況について確認するものとする。

2 現地においては、工事検査実施要領に基づいて出来形の確認検査及び工事の施行状況を確認するものとする。

3 技術検査において検査員は、出来形が設計図書等と不一致、不適合であると確認したときは、受注者に対してその部分の手直しを命じ、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

4 検査員は、当該工事について設計者又は監督員に対して指導・助言を行うことができる。

(他の検査との関係)

第5条 技術検査で確認した出来形部分については、しゅん工、出来形及び完済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合は、この限りではない。

(技術検査の実施及び手続き)

第6条 第2条第1項で規定する工事の技術検査の実施については、特記仕様書への記載、施行条件総括表での表示又は現場説明での通知等により、あらかじめ受注者へ通知するものとする。

2 第2条第2項で規定する工事の技術検査の実施については、技術管理室長が工事担当課長に通知し、受注者の同意を得て行うものとする。

3 技術検査の手続は、検査要綱第9条の規定に基づき行うものとする。

4 監督員は、受注者に対して検査日時を通知し、関係書類の整備・検査用具の準備等の指示を行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、技術管理室長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表

次の工事については、契約後、技術管理室長が工事担当課長に通知し、受注者の同意を得て技術検査を実施することができるものとする。

1 全工事共通

(1) 著しく低価格で落札した工事

(2) 過去に受注した工事において工事成績評定点が著しく低い点数で評定を受けたことのある受注者が受注した工事

(3) その他